

# 役 員 等 報 酬 規 程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人翡翠会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員・評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会・評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が施設外で開催される理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、本条の報酬以外は支払わないものとする。

2 評議員が施設外で開催される評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、本条の報酬以外は支払わないものとする。

(監事の報酬等)

第4条 監事が施設外で開催される理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条の報酬以外は支払わないものとする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 宿泊料は上限 30,000 円とし、実費で支給する。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、同日にあわせて施設職員としての業務を行った場合は、報酬を支払わないものとする。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成28年4月1日より適用する

この規則は、一部改正し平成 29 年 2 月 1 日から施行する。  
この規則は、一部改正し平成 29 年 6 月 23 日から施行する。  
この規則は、一部改正し令和 3 年 4 月 1 日から施行する  
この規程は、一部改正し令和 7 年 6 月 23 日から施行する。

別表第 1

(税別)

| 区 分               | 報 酬      |
|-------------------|----------|
| 理事（常勤・非常勤）<br>監 事 | 10,000 円 |
| 評 議 員             | 10,000 円 |